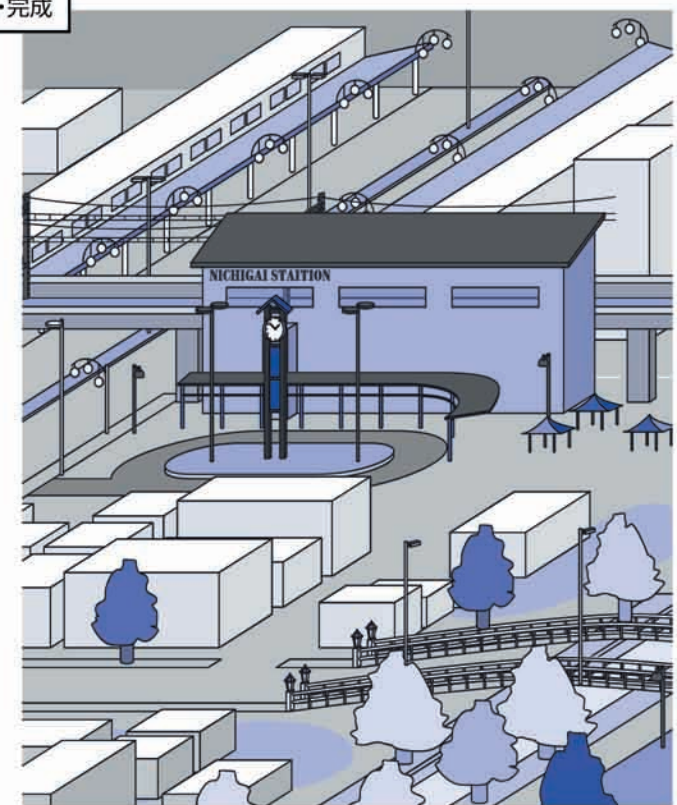


良好な照明環境は一定の基準で決まるものではなく、周囲の照明環境などによって計画の初期段階から照明の目的を定め、設置する場所に合わせた照度条件などを

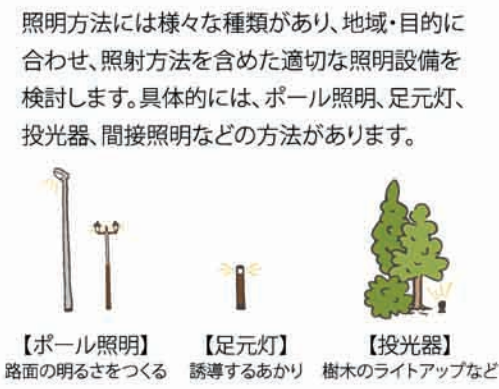
相対的に決まるものであると定義されています。設定して、適合する照明デザインを決定していくことが大切です。



資料① 照明環境類型と上方光束比

照明環境類型	地域対象イメージ	照明のポイント	上方光束比
照明環境Ⅰ (あんぜん)	自然公園 里山、田園	自然環境、農作物への影響に配慮した適切な照明の設置	0%
照明環境Ⅱ (あんしん)	里地、村落 郊外型住宅地	農作物への影響に配慮した適切な照明の設置 居住者への障害の防止	0~5%
照明環境Ⅲ (やすらぎ)	地方都市、大都市周辺市 町村、都市部住宅地	居住者への障害の防止と 住環境整備の両立 商業施設の照明の適正化	5~15%
照明環境Ⅳ (たのしみ)	都市中心部、繁華街 商店街、都市部幹線道路沿い	照明灯のグレアの低減 都市夜景のデザイン性の向上	15~20%

資料② 照明方法の種類



資料③ 照明の基準(参考)

適切な照明は、目的や場所に合わせて検討する必要があります。各種照明の基準が制定されています。

場所分類	基準
道路・交差点	①、②
歩道	①、③、④
公園・広場	③、④、⑥
駐車場	④、⑤

- ①道路照明施設設置基準・同解説
- ②LED道路・トンネル照明導入ガイドライン
- ③JIS 照度基準
- ④防犯照明ガイド vol.5.1
- ⑤安全・安心まちづくり推進要綱
- ⑥道路の移動等円滑化整備ガイドライン

これらは参考です。施主様でお取決めの条件にて設定してください。

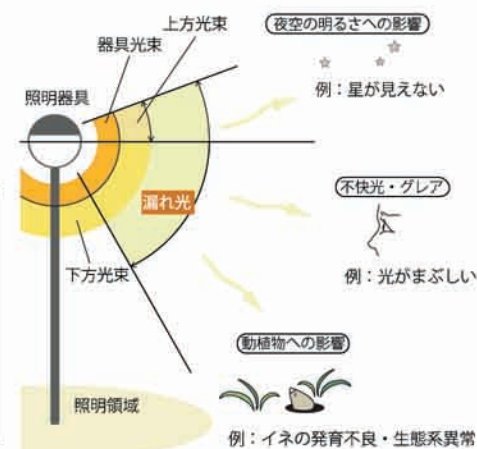
※詳細は、本冊子 P.63 - 64 へ

◆光害対策ガイドラインについて

2006.12 改正 環境省

「光害」とは、良好な「光環境」の形成が、「人工光の不適切あるいは配慮に欠けた使用や運用、漏れ光によって阻害されている状況。又はそれによる悪影響」と定義されています。光害対策ガイドラインとは、既存基準を踏まえたうえで光害抑制の観点から「漏れ光」の抑制など、配慮すべき事項がまとめられたものです。街路照明器具を対象に、光害を抑える推奨性能として6項目が設定されています。

- 評価項目
1. 総合効率
 2. 照明率
 3. 上方光束比
 4. グレア及び人間活動への影響
 5. 動植物への影響
 6. 照明の時間設計



- <光害の例>
- (1)歩行者・居住者への影響
 - 安眠妨害
 - プライバシーへの影響
 - 不快なグレア(まぶしさ)
 - 歩道照度不足など
 - (2)農作物・家畜への影響
 - イネやホウレンソウの生育障害
 - 家畜の生理不順など
 - (3)天体観測への影響
 - (4)野生動物への影響

設計変更や特注照明設備の設計などお困りの際は是非、弊社担当までご相談ください。

→照明製品はこちら P.11~38

→演出照明
納入事例ページはこちら P.47~50

→時計塔
納入事例ページはこちら P.51~52

→特注デザイン照明
レストアページはこちら P.57~58

・アフターフォロー
ランプ交換、修繕や改修、建替えなどメンテナンスも対応いたします。お気軽にお問い合わせください。

